

よくある質問

Q1.博士論文のインターネット公表が義務である根拠は？

「学位規則の一部を改正する省令」(平成25年文部科学省令第5号 平成25年3月11日公布・平成25年4月1日施行)により、これまでの印刷公表に代えて、インターネットを利用して公表することになりました。

Q2.インターネット公表は、個人のホームページ上でもよい？

「学位規則の一部を改正する省令」により、公表は、博士の学位を授与した大学の協力を得てインターネットの利用により行うものとされています。

個人のホームページにアップロードしても、公表とは認められません。
国土館大学では、国土館大学学術情報リポジトリで公表しています。

Q3.公表はいつするの？

期限があります。

- ・博士論文の全文:学位取得後1年以内
- ・内容の要旨:学位取得後3カ月以内
- ・審査結果の要旨:学位取得後3カ月以内

Q4.必ずインターネット公表しなければならないの？

「やむを得ない事由」で全文を公表できない場合は、本学の承認を得て、全文に代えて要約を公表することになります。

「やむを得ない事由」とは、例えば内容に立体形状を含む場合、著作権保護、個人情報保護等の理由があり公表できない場合、出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等で公表すると博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合、守秘義務がある場合などです。

なお、インターネット公表できない場合、本文を冊子または電子データで大学に納めてください。大学では求めに応じて全文を閲覧に供するものとされています。

★図書館ホームページでチェックリスト等を公開しています。
分からないことがありましたら図書館までお尋ねください。

2023年10月

博士論文のインターネット公表



義務ですよ

ネット公表の義務

博士論文は**インターネット公表が義務付けられています**。
国土館大学では、インターネット公表を
「国土館大学学術情報リポジトリ」で行います。

※リポジトリへの登録は図書館・情報メディアセンターが行っています。

リポジトリで公表するメリット

リポジトリで公表すると、CiNii Researchなどの論文検索データベースで検索されるようになります。
博士論文が研究者に利用される可能性が高くなります。

気をつけること

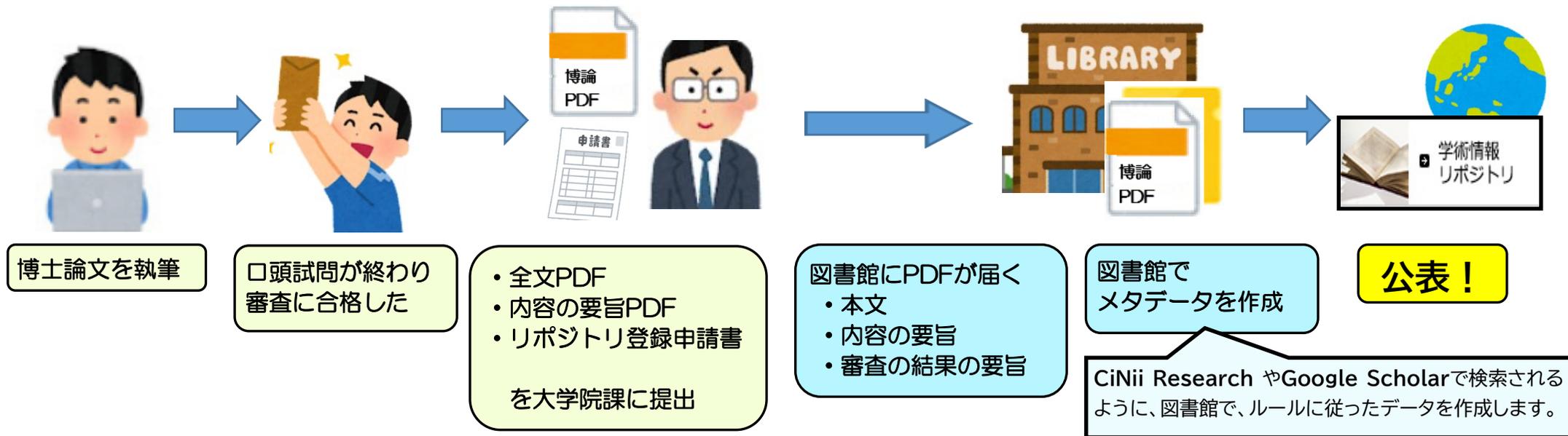
インターネットで公表するということは、全世界に公表されるということです。

他者の権利を侵害しないように気をつけましょう。

- 例
- ・共著・出版する・雑誌に投稿する・個人情報がある
 - ・転載している・特許出願



リポジトリで公表するまでの流れ



インターネットで公表する前に

■共著であるか、転載箇所があるか等を確認しましょう

共著者がいる	共著者にインターネット公表の許諾を得る
転載箇所がある	著作権者から論文に載せること、インターネット公表することへの許諾を得る
本として出版する 本として出版した	リポジトリで公表してよいか、出版契約条件を確認する
雑誌に掲載する 雑誌に掲載した	リポジトリで公表してよいか、投稿先の条件を確認する

■書式や表記等を確認しましょう

- 論題の表記は全ての書類で完全に一致している
(英文の場合、大文字と小文字も一致)
- 氏名の表記は全ての箇所完全に一致している
- 記号がある場合、種類が完全に一致している
- 図がある場合、PDF化した後に形が崩れていない

★図書館ホームページでインターネット公表前の
確認事項チェックリストを公開しています

